

横植協会 07-35号  
令和 8年2月 17 日

会員各位

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

### 植物検疫証明書関係

#### 【植物検疫証明書を電子媒体で発給する国・地域の追加について (シンガポール追加)】

令和8(2026)年2月17日付けで、植物防疫所自ら輸出国の確認システムにより電子発給されていることを確認できる国として、シンガポールが追加されました。

令和8年2月17日現在の植物防疫所において輸出国の確認システムにより  
検査証明書の真正性を確認できる国・地域

アジア	台湾、中国、インド※、インドネシア、 <u>シンガポール</u> 、韓国、タイ、 パキスタン、バングラデシュ、マレーシア
中 東	アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル※
欧 州	ウクライナ、スペイン、ロシア
アフリカ	南アフリカ、コートジボワール、ザンビア、ソマリア、ナイジェリア※、 マダガスカル
北 米	米国
中南米	アルゼンチン、エクアドル、ガイアナ※、グアテマラ、コスタリカ、 コロンビア、チリ、ドミニカ共和国※、トリニダード・トバゴ、パナマ、 パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ※
大洋州	オーストラリア、バヌアツ

植物防疫所ホームページ [kakuninkanou\\_20251021.pdf](http://kakuninkanou_20251021.pdf)

※電子発給の様式でない(QR コードがない)場合は、電子媒体での確認不可

以 上